

障がいのある学生への支援に関する本学の基本方針

(1) 目的

この基本方針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、入学から卒業に至る過程で、すべての学生が分け隔てられることなく、同一の教育を受けられることを目指し、学生が個々の能力を発揮できる環境を整え、支援に必要な項目を定めるものとする。

(2) 支援対象者

この基本方針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、入学から卒業に至る過程で、すべての学生が分け隔てられることなく、同一の教育を受けられることを目指し、学生が個々の能力を発揮できる環境を整え、支援に必要な項目を定めるものとする。

(3) 受け入れ体制

本学の入学に際し、障がいを理由に不利益が生じないよう配慮するため、本人の申し出に応じて、入学試験での特別な措置の検討や入学後の支援内容について当該学生と合意形成を図り、共通理解を得られるよう努める。

(4) 決定過程

本学入学希望者（障がいを有する者）が権利主体であることを踏まえ、一人ひとりの要望に基づき、所属学部・学科にて個別の支援方針を作成する。なお、意思表示がない場合でも、教職員は機会を設け、建設的対話を図り、申し出ができるよう配慮する。

(5) 相談体制

本学は、障がいのある学生および家族や関係者からの支援に対する相談、差別等に関する相談や要望に対するための体制を整え、その窓口を設ける。

(6) 支援体制

障がいのある学生を支援するにあたり、学長のもと教職員が責任を持って対応する。支援を適切に行うためにも、当該学生が所属する学部・学科が主な責任を持って実施する。具体的な支援を行うために、学生支援ネットワーク会議において関係部署との調整、支援内容の検討等を行う。

(7) 合理的配慮

授業情報の保証、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価における配慮など、個人の状態に応じた配慮を行う。また、課外活動、キャリア支援、大学行事においても差別や不利益が生じないよう配慮する。

(8) 研修機会と教育

本学は、障がいのある学生の学修支援を充実させるために、教職員に対し、研修を定期的実施し、学生に対しても、障がいの理解に関する教育に努める。

(9) 情報公開

障がいのある入学希望者や学内で障がいのある学生に対して、受入れおよび支援に関する基本方針の情報公開に努める。

(10) 施設・設備等を含む環境整備

障がいのある学生が、安全かつ円滑に学生生活を送れるようバリアフリー化に努める。

(2018.8.1 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 学生支援ネットワーク会議)